



鳥取県公報

平成 26 年 2 月 21 日 (金)
第 8 5 7 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立総合療育センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託 (101) (子ども発達支援課) 2 大規模小売店舗の新設の届出 (102) (経済産業総室) 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (103・104) (〃) 3 保安林の指定施業要件の変更予定 (105) (森林づくり推進課) 5 都市計画法第66条による告示 (106) (道路建設課) 7
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) 7

告 示

鳥取県告示第101号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立総合療育センターの利用に係る使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社ニチイ学館

2 委託期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第102号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス安長店

鳥取市安長260-1外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（1）大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

（2）大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年10月8日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,963平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 72台

（2）駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 24台

（3）荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

- イ 面積 50平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 11.18立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 7 届出年月日
平成26年2月7日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
平成26年2月21日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 11 意見書の提出
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
やよいデパート
米子市角盤町一丁目168
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
協同組合やよいデパート 代表理事 内村 正和 米子市角盤町一丁目168
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名を次のとおり変更する。

4 変更年月日

次のとおりとする。

5 変更する理由

小売業者の出退店及び代表者の変更のため

6 届出年月日

平成26年2月10日

7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

8 縦覧に供する期間

平成26年2月21日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

(「次のとおり」は、省略し、その書類を9の場所で縦覧に供する。)

鳥取県告示第104号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第5号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

やよいデパート

米子市角盤町一丁目168

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

協同組合やよいデパート 代表理事 内村 正和 米子市角盤町一丁目168

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 7の書類に記載のとおり

イ 収容台数 変更前 307台

変更後 337台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後8時

- 変更後 開店時刻 午前8時
閉店時刻 午後9時30分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 第1駐車場 午前10時から午後8時まで
第2駐車場 午前7時から午後8時まで
第3駐車場 終日
えるモールパーキング 終日
変更後 午前7時30分から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(ア) 出入口の数 変更前 7か所
変更後 8か所
(イ) 位置 7の書類に記載のとおり
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前7時から午後5時まで
変更後 午前7時から午後7時まで
- 4 変更年月日
平成25年11月14日
- 5 変更する理由
お客様の利便性向上のため
- 6 届出年月日
平成26年2月10日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成26年2月21日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 10 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第105号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市用瀬町赤波字大門畑ノ上1518の7から1518の9まで、用瀬町屋住字持谷口673の1（次の図に示す部

分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町安蔵字大林1181、1182、1184、字下ノ谷1153の1、1154から1158まで、1159の1、1159の2、字見打谷日向平1226の2から1226の4まで、字岡影平1232の1、用瀬町家奥字大由婦り谷190、191の1、192、193の1、194の1、196、196の1、197、字大由婦里谷奥590の1から590の9まで、用瀬町江波字向イ原1009の2、字家ノ背戸1020の1、1020の2、用瀬町川中字モチデ谷727の1、727の3、731の1、用瀬町樟原字風呂屋ヶ谷364、365、用瀬町別府字和増谷740の2、740の3、740の6、740の7、740の14、字清水谷773、用瀬町用瀬字一ノ谷98、99、99の1、100、1094、1095、字下坂道ヨリ上ミ714、字中坂奥735の3、740、742、749の2、749の3、1066の1、1066の2、字城山1060、字水ノ手1061の1から1061の3まで、1062の1、1062の2、1063、字瀧ヶ谷1064の1から1064の3まで、字乙ヶ谷1065の1から1065の3まで、字子持松1068の1から1068の3まで、1071の2、字席ノ尾1076の1、1076の3、字土屋林1077の2から1077の10まで、字黄蓮谷1083の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

用瀬町用瀬字中坂奥1066の1、1066の2、字城山1060、字水ノ手1061の1から1061の3まで、1062の1、1062の2、1063、字瀧ヶ谷1064の1から1064の3まで、字乙ヶ谷1065の1から1065の3まで、字子持松1068の1から1068の3まで、1071の2、字席ノ尾1076の1、1076の3、字土屋林1077の2から1077の10まで、字黄蓮谷1083の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町赤波字小屋ノ谷1765の2、字メカラチ奥山1786の2、用瀬町安蔵字脊戸山1171、1171の1、用瀬町川中字脊戸山744、748の1、748の3、字猿山810の1、811の1、用瀬町鷹狩字乙堤谷1054の1、1054の2、字金小屋1071、字伝右イ谷井手平1081、用瀬町別府字杉谷283の6、283の7、286、286の1、287、288、字岩山654の1、字山ノ谷673の2、680の2、字小谷705、字尾花谷723、字三本松731、字釜谷733の2、用瀬町屋住字高下ノ谷712の1、713

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第106号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業3・5・8号滝山桜谷線及び3・6・4号立川甌山線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公 告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成26年2月21日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成26年6月5日(木)午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成26年7月26日(土) 午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること。

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 空港保安警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成26年4月21日(月)から同月25日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ

ートルの大ききで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

- (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成26年2月21日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 2級

2 実施日時

- (1) 学科試験
平成26年6月5日（木）午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
平成26年7月12日（土）午前8時30分から午後5時まで

3 実施場所

- (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

5 検定の内容

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 乗客等の接遇に関すること。
 - エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
 - オ 空港に関すること。
 - カ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 乗客等の接遇に関すること。
 - イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成26年4月21日（月）から同月25日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。

(2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(3) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。